

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	消費生活展補助金
補助事業等の目標	市、消費者団体などで諏訪市消費生活展実行委員会を組織し諏訪市消費生活展を開催。 消費者団体による活動成果や消費者問題に関する情報を展示・発表し、市民の消費生活の資質向上と消費者意識の高揚を図る。
補助事業等の対象者	市民（消費者）
補助対象経費	消費者の生活の安定・向上を図るためのイベントに要する費用
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	補助率10/10、予算の範囲内 【補助額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 市民（消費者）を対象に行っているイベントのため
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	昭和55年4月1日
補助事業等の終了時期	【終期が3年を超える場合の理由】 安全で住みよい生活をめざし、市民に向けて新しい情報提供や啓発を行う場として、3年を超え継続することが必要。
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	
提出書類	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。(附属して提出を要する書類等を添付)
担当部署	諏訪市 市民環境部 市民課 総合窓口係

令和 8 年 3 月 23 日 一部改正（令和 8 年 4 月 1 日 施行）